

国自旅第253号の2  
令和5年12月28日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省  
物流・自動車局長  
(公印省略)

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する  
制度等通達の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長  
あて通達したので、貴協会においてもその旨了知されるとともに、傘下会  
員に対して周知されたい。

国自旅第253号  
令和5年12月28日

各 地 方 運 輸 局 長 殿  
沖 縄 綜 合 事 務 局 長 殿

物 流 ・ 自 動 車 局 長  
( 公 印 省 略 )

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する  
制度等通達の一部改正について

「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度（平成13年12月5日付国自旅第118号）」及び「一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領（平成13年12月5日付国自旅第117号）」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。